

宇都市再犯防止推進計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定に基づく宇都市再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及び推進のため、宇都市再犯防止推進計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること
- (2) 推進計画の評価に関すること
- (3) 推進計画推進のための方策に関すること
- (4) その他、推進計画策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は別表の再犯防止に係る関係機関及び団体から推薦された者をもって充てる。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 4 前条の各事項について、専門的分野から調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、宇都市健康福祉部地域福祉・指導監査課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月2日から施行する。
- 2 「宇部市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱」を廃止する。

別表（第3条関係）

宇部市再犯防止推進計画推進委員

区 分	所 属
国関係機関	山口地方検察庁 山口保護観察所 宇部公共職業安定所
司法関係団体	山口県弁護士会
県関係機関	宇部健康福祉センター 宇部児童相談所
社会福祉関係団体	宇部市社会福祉協議会 宇部市地区社会福祉協議会連絡協議会
地域協力団体	宇部市自治会連合会 宇部市民生児童委員協議会
民間協力団体	宇部保護区保護司会 宇部地区更生保護女性会 楠地区更生保護女性会
学校関係機関	宇部市小学校長会 宇部市中学校長会 厚狭地区高等学校生徒指導連絡協議会
市関係部署	宇部市教育委員会教育支援課 宇部市市民環境部市民活動課 宇部市こども・若者応援部こども・若者応援課 宇部市健康福祉部障害福祉課 宇部市健康福祉部高齢者総合支援課